

＜地方公共団体、創業支援等事業者向け＞

産業競争力強化法に基づく 創業支援等事業計画のガイドライン Q&A集

令和7年9月1日
中小企業庁 創業・新事業促進室

目 次

I. 創業支援等事業計画の目標について 1

- 1 「創業支援等事業の目標」はどういった目標を記載する必要があるのでしょうか。
- 2 「創業支援等事業の目標」はどのくらいの値を設定すればいいのでしょうか。
- 3 「創業支援等事業の目標」は支援事業ごとに設定しないといけないのでしょうか。
- 4 創業後5年を経過していないもの(以下、創業後5年未満の者)のみを支援対象とし、「創業者数」の目標設定ができない場合は、創業支援等事業として位置づけることができないのでしょうか。
- 5 既に創業している創業後5年未満の者を目標値に含めることができるのでしょうか。
- 6 目標値は、単年度または計画期間全体のどちらで設定する必要があるのでしょうか。
- 7 広域で活動する創業支援機関が、複数の市区町村の創業支援等事業計画に、同内容の創業支援等事業で参画する場合、広域での累計値を目標値として設定することは認められるのでしょうか。

II. 創業支援等事業計画の内容について..... 2

- 1 申請書の分量はどれくらい記載する必要があるのでしょうか。
- 2 他の市区町村との共同申請は可能でしょうか。
- 3 都道府県が全ての市区町村をまとめて申請することも可能でしょうか。
- 4 創業支援等事業者とは何でしょうか。
- 5 創業支援等事業者は、認定申請を行う市区町村内に所在する創業支援等事業者でなければならないのでしょうか。
- 6 どのような創業支援機関と連携しても良いのでしょうか。
- 7 別表2及び別表3の「実施する者の概要」について、法人の場合の氏名・住所・代表者はどう記載すればよろしいのでしょうか。
- 8 創業支援等事業者が参画せず、市区町村単体による申請は可能でしょうか。
- 9 複数の市区町村が共催で創業支援等事業を実施する場合に、同事業を各市区町村の創業支援等事業計画として位置づけることは認められるのでしょうか。
- 10 複数の金融機関との連携を考えていて、窓口相談等を実施する場合、一つの事業計画書にまとめて、なおかつ目標数についても合計数を記載する形で問題ないのでしょうか。
- 11 認定自治体の概要計画の記載については、何か決まりはありますか。
- 12 ワンストップ相談窓口を市以外に設置する場合はどのように記載すればよろしいのでしょうか。
- 13 特定創業支援等事業の要件である「原則として4回以上、1ヶ月以上の継続的な支援」について、「セミナー1回＋個別相談3回」による計4回の場合でも、継続的な支援の要件を満たすことになるのでしょうか。
- 14 計画期間の始期を、認定日より前に遡ることは認められるのでしょうか。
- 15 特定創業支援等事業とは具体的にはどのような事業をいうのでしょうか。
- 16 特定創業支援等事業を含まない創業支援等事業計画は認められるのでしょうか。
- 17 何年の計画を立てる必要があるのでしょうか。
- 18 計画期間は各事業全て統一の期間で設定しなければならないのでしょうか。
- 19 法認定を受けた後、計画の変更は認められますか。
- 20 都道府県の具体的な役割、権限は何でしょうか。
- 21 計画の認定を受けた市区町村にはどのような事務が生じるのでしょうか。
- 22 計画の策定にあたって別表1・別表3のみでも可能でしょうか。
- 23 認定を受けた市区町村はどのような報告義務が課されるのでしょうか。
- 24 業種の制限はあるのでしょうか。
- 25 「創業に必要な要素」とは何でしょうか。

目 次

Ⅲ. 申請方法について	6
1 どのような方法で申請を行うことが可能でしょうか。	
2 電子媒体で申請を行う際に、ファイル形式の指定はありますでしょうか。	
Ⅳ. 認定について	6
1 どのような方が内容を審査するのでしょうか。	
2 経済産業局との事前の調整は必要でしょうか。	
3 何件の申請まで受け付けるでしょうか。	
4 どのような内容を審査するのでしょうか。	
5 添付資料のうち、「創業支援等事業の実施に関する意思の決定を証明する書類」について、どのような資料を提出する必要があるでしょうか。	
6 概要資料(概要図)において、創業支援等事業計画では認定連携創業支援等事業者に位置づけられていない者を、連携する支援機関として記載することはできるでしょうか。	
Ⅴ. 変更認定について	7
1 変更認定の申請時期はいつになるのでしょうか。	
2 どんな場合であっても、変更認定申請は必要となるのでしょうか。	
3 変更認定申請に際し、提出資料として何が必要になるのでしょうか。	
4 変更が生じた別表はどのように修正すればよろしいでしょうか。	
5 変更認定申請をした場合についても、計画時期の遡及は可能でしょうか。	
6 変更認定の際、計画期間はどのように記載をすればよいでしょうか。	
7 「認定創業支援等事業計画の変更認定申請書」(様式第43)文中の創業支援等事業計画の認定を受けた日付とは、いつの日付を記入すればよろしいでしょうか。	
Ⅵ. 特定創業支援等事業を受けた者の証明について	9
1 「事業を営んでいない個人」には、経営者である役員は対象外となっていますが、経営者である役員とは具体的にどのような者ですか。	
2 特定創業支援等事業による支援は、他の市区町村の創業者を除外して実施しなければならないのか。	
3 認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた方についても市区町村が証明書を発行するのでしょうか。	
4 平成30年度以降発行する証明書に有効期限を設ける必要があるのはなぜでしょうか。	
5 A市が発行する特定創業支援等事業の証明書について、A市内で創業する者に限定して発行することは認められるでしょうか。	
Ⅶ. 登録免許税の減税	10
1 いくらに減税になるのでしょうか。	
2 登録免許税の減免について、軽減措置の対象外となる会社はありますでしょうか。	
Ⅷ. 機運醸成事業について	10
1 機運醸成事業とはどのような内容でしょうか。	

Q&A

I. 創業支援等事業計画の目標について

1. 「創業支援等事業の目標」はどういった目標を記載する必要があるのでしょうか。

創業支援等事業の「創業支援対象者数」及び創業支援等事業により支援を受けた「創業者数」をそれぞれ記載することが必要です。相談数、ハンズオン支援数、セミナーの受講生、インキュベーションの入所数等の創業支援対象者数とそのうちの創業(予定)者数等を記載ください。その際、過去の実績等を参考に目標の根拠を記載してください。

2. 「創業支援等事業の目標」はどのくらいの値を設定すればいいのでしょうか。

概ね各市区町村の人口規模(人口0.1%程度)に応じて設定するように推奨していますが、各市区町村の実態等を踏まえて設定していただいて構いません。

3. 「創業支援等事業の目標」は支援事業ごとに設定しないといけないのでしょうか。

原則、支援事業毎に個別の目標値を記載ください。ただし、支援事業毎の成果が把握できることを前提に、複数の支援事業に対して、同一の(総合的な)目標を設定することも可能とします。

(補足)複数の創業支援等事業を受けた者が創業した場合に、各事業において創業者数を重複してカウントすることは問題ないものとします。

4. 創業後5年を経過していないもの(以下、創業後5年未満の者)のみを支援対象とし、「創業者数」の目標設定ができない場合は、創業支援等事業として位置づけることができないのでしょうか。

事業を営んでいない個人を対象として、「創業者数」の目標設定(事業実施)が必要であり、これができない創業支援等事業は認定対象にはなりません。

(補足)「創業者数」の目標設定ができる場合には、これから「創業を行う者」に加えて、既に創業した者を含めて事業を実施することができるものとします。

5. 既に創業している創業後5年未満の者を目標値に含めることができるのでしょうか。

「創業支援対象者数」の目標値については、既に創業した者であっても創業後5年未満であれば、目標値に含めることが可能です。「創業者数」については、既に創業した者を除き、創業支援を受けて創業を行う者について目標値を設定することが必要です。

6. 目標値は、単年度または計画期間全体のどちらで設定する必要があるのでしょうか。

原則、単年度で目標値を設定することが必要です。ただし、事業の特性に応じて、計画期間全体で目標値を設定しても問題ないものとします。

7. 広域で活動する創業支援機関が、複数の市区町村の創業支援等事業計画に、同内容の創業支援等事業で参画する場合、広域での累計値を目標値として設定することは認められるでしょうか。

広域での累計値でも問題ありません。ただし、実績報告の際は、目標数、実績数とも市区町村単位で記載いただきます。なお、広域での累計値を目標値として設定する場合、各市区町村の創業支援等事業計画において、同一の創業支援等事業を広域的に実施する旨、説明されていることが必要です。また、概要についても年間目標値に広域での累計値を含める場合は括弧書きで広域事業における目標値を内数で記載ください。

Ⅱ. 創業支援等事業計画の内容について

1. 申請書の分量はどれくらい記載する必要があるのでしょうか。

創業支援等事業の内容によりますが、創業支援等事業の内容毎に1枚程度を目安に作成してください(別表1-1を除く)。

2. 他の市区町村との共同申請は可能でしょうか。

他の市区町村との共同申請が可能です。また、共同する市区町村数はいくつあっても構いません。異なる県の市区町村との共同申請も可能です。
(補足)経済産業局の管轄地域をまたぐ広域連携による共同申請の場合には、共同申請者の中で代表となる市区町村を定め、代表者が所在する地域を管轄する経済産業局に申請を行うものとします。

3. 都道府県が全ての市区町村をまとめて申請することも可能でしょうか。

都道府県が申請することはできません。県内の全ての市区町村が共同で申請することも可能ですが、今回の法律の趣旨は身近な支援体制を作ることなので、こうした場合についても、市区町村単位に近い窓口の設置が望まれます。

4. 創業支援等事業者とは何でしょうか。

地域において、創業を支援する事業者です。例えば、民間コンサル、金融機関、商工会・商工会議所、認定経営革新等支援機関、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、NPO法人等が想定されます。

5. 創業支援等事業者は、認定申請を行う市区町村内に所在する創業支援等事業者でなければならないでしょうか。

創業支援等事業者の所在する地域、創業支援等事業を実施する地域は問いません。

6. どのような創業支援機関と連携しても良いのでしょうか。

構いません。個人と連携しても構いませんし、他市区町村の創業支援機関と連携することも可能ですので、実効性の高いネットワーク体制を構築していただく事が望まれます。

7. 別表2及び別表3の「実施する者の概要」について、法人の場合の氏名・住所・代表者はどう記載すればよろしいでしょうか。

法人の場合は名称及び代表者名で記載してください。

※産業競争力強化法第127条3項3号イ「当該創業支援等事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」

(例) ○○金融公庫△△支店が創業支援等事業者として参画する場合

(1)氏名又は名称:○○金融公庫

(2)住所:本店の所在住所

(3)代表者の氏名:法人の代表者

(4)連絡先:○○金融公庫△△支店担当者:□□ TEL: × × - × × - × ×

※氏名・代表者・担当者の記載は旧姓併記等も可能です。

8. 創業支援等事業者が参画せず、市区町村単体による申請は可能でしょうか。

可能です。ただし、市区町村が実施する創業者の支援には、民間のノウハウの活用が必要となりますので、何らかの形での連携が必要になると考えています。また、市区町村が関与せず、創業支援等事業者のみの申請は認められません。

9. 複数の市区町村が共催で創業支援等事業を実施する場合に、同事業を各市区町村の創業支援等事業計画として位置づけることは認められるでしょうか。

認められます。

10. 複数の金融機関との連携を考えていて、窓口相談等を実施する場合、一つの事業計画書にまとめて、なおかつ目標数についても合計数を記載する形で問題ないでしょうか。

同一事業を複数の創業支援等事業者と連携して行う場合や、同一の窓口相談・類似の創業支援セミナーにて実施するような場合は、一枚の事業計画書にまとめて記載していただく形で構いません。別表2にて、「実施する者の概要」に、関係する機関を記載下さい。また創業支援対象者数や創業者数につきましても、合計数を記載していただく形で問題ありません。

11. 認定自治体の概要計画の記載については、何か決まりはありますか

概要様式を参考として、記載ください。

12. ワンストップ相談窓口を市以外に設置する場合はどのように記載すればよろしいでしょうか。

別表2にワンストップ相談窓口を記載して下さい。また、別表1-1には市の相談窓口を必ず記載するようにし、市の相談窓口とワンストップ相談窓口との連携についても記載して下さい。

13. 特定創業支援等事業の要件である「原則として4回以上、1ヶ月以上の継続的な支援」について、「セミナー1回＋個別相談3回」による計4回の場合でも、継続的な支援の要件を満たすことになるでしょうか。

複数の特定創業支援等事業を組み合わせた場合であっても、原則4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な支援が実施され、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が全て習得できる創業支援等事業であれば、問題ありません。ただし、その旨計画内に記載していただく必要がございます。

(補足)特定創業支援等事業ではない事業で、他の特定創業支援等事業の要件を満たすことはできません。なお特定創業支援等事業を組み合わせる要件を満たす場合は、該当する別表毎にその旨記載して下さい。また、運用については、関係機関との事前調整をお願いします。

14. 計画期間の始期を、認定日より前に遡ることは認められるでしょうか。

計画期間の始期を前回認定日(改正法第10回認定の場合は改正法第9回認定日)まで遡及することは可能です。

(補足)計画期間を遡及した場合には、計画期間の始期以降に実施した特定創業支援等事業について、4回以上、1ヶ月以上の継続支援の算定に含むことができます。他方、証明書の発行を認定日より前に行うことは認められません(証明書の発行日を遡及することも不可)。

15. 特定創業支援等事業とは具体的にはどのような事業をいうのでしょうか。

創業を行おうとする者に対して行う、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援をいいます。具体的には、インキュベーションマネージャーが支援を行うインキュベーション施設での支援、複数回のセミナー、ハンズオン支援等が該当します。原則として、セミナー等については4回以上かつ1ヶ月以上をかけて実施する支援であり、ハンズオン支援については1ヶ月以上の継続的な支援をいいます。既に事業を行っている事業者のみを対象とする事業は該当しません。

16. 特定創業支援等事業を含まない創業支援等事業計画は認められるのでしょうか。

認められます。特定創業支援等事業を含まない場合でも、法律上の効果として、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人の信用保険の特例及び、中小機構からの支援を受けることが可能です。

17. 何年の計画を立てる必要があるのでしょうか。
1年以上、目安として5年程度の計画を立てることが可能です。
18. 計画期間は各事業全て統一の期間で設定しなければならないのでしょうか。
原則として、統一の期間を記載してもらうことを考えています。しかし事業終了年度が決まっている場合や、次年度から事業実施となる場合等、やむを得ず期間がずれる場合には統一の期間としなくても結構です。
19. 法認定を受けた後、計画の変更は認められますか。
創業支援等事業者の追加、特定創業支援等事業の見直し等、変更が必要となる場合には、計画変更を行うことが可能です。ただし、事業を廃止する等の事業縮小となる変更を行う場合は、相応の経緯・合理的な理由等が必要となります。
20. 都道府県の具体的な役割、権限は何でしょうか。
市区町村への情報提供という役割に加え、県支援センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村の調整役、及び創業支援等事業者としての参画等を期待しています。
21. 計画の認定を受けた市区町村にはどのような事務が生じるのでしょうか。
認定計画に記載された創業支援等事業の執行、特定創業支援等事業に係る証明書の交付事務の他、創業支援等事業が円滑に実施されるよう、次のような役割を担っていただくことが必要と考えています。 ・創業時に当該市区町村に対して必要となる許認可、届出等に関する情報の創業者へのワンストップでの提供 ・創業支援等事業者との連絡・調整、創業支援等事業者が実施する創業支援等事業の実施状況の確認 等
22. 計画の策定にあたって別表1・別表3のみでも可能でしょうか。
別表2が必ずしも必要とはなりません。別表1・別表3のみの計画でも構いません。同様に別表1・2のみの計画でも可能です。
23. 認定を受けた市区町村はどのような報告義務が課されるのでしょうか。
産業競争力強化法第144条第2項の規定に基づき、年度末を区切りとして1年に1回程度、創業支援等事業毎の支援対象者数、創業者数及びその属性(性別、年齢別)について報告いただくほか、特定創業支援等事業に関しては、証明書の発行枚数及びその使用用途(登録免許税の減免に活用等)、また、証明書を活用して創業した者の人数やその職種等について報告いただく予定です。

24. 業種の制限はあるのでしょうか。

特段制限はありませんが、公序良俗を害する恐れのある事業を行おうとしている創業希望者については支援対象から除かれますので、この旨計画に明記してください。

25. 「創業に必要な要素」とは何でしょうか。

創業希望者が創業するにあたり、把握しておくべき内容を取りまとめたものです。本計画においては、本事項についてどの機関がどういう役割を担うかを記載いただくこととしております。なお、記載にあたっては記載例を参考にしてください。また、本事項に代えて「創業支援等事業計画のイメージ」を記載いただいても構いません。

Ⅲ. 申請方法について

1. どのような方法で申請を行うことが可能でしょうか。

電子媒体または紙媒体による申請が可能です。
電子媒体による申請を行う場合は電子メールにてデータを添付して、紙媒体による申請を行う場合は、申請書類を郵送してそれぞれ申請してください。
なお、ペーパーレス化の推進の観点から、電子媒体による申請を推奨します。

2. 電子媒体で申請を行う際に、ファイル形式の指定はありますでしょうか。

素案を提出する際はWord形式で、正式申請の際はWordをPDF形式に変更して提出してください。

Ⅳ. 認定について

1. どのような方が内容を審査するのでしょうか。

外部の専門家の評価を踏まえ、各経済産業局、経済産業省、総務省や申請内容によっては他関係省庁が審査を行います。外部の専門家は、学識経験者、創業経験者、中小企業団体等を想定しております。

2. 経済産業局との事前の調整は必要でしょうか。

経済産業省及び総務省以外の省庁の所管の有無の確認や、書類の内容の不備等の防止の観点から、事前の調整が必要と考えています。

3. 何件の申請まで受け付けるでしょうか。

基本的には、1つの市区町村で1つの認定計画となるため、件数の限定はなく、認定を受けたい市区町村がある限り申請を受け付けます。

4. どのような内容を審査するのでしょうか。

創業支援等事業計画が実施指針に照らし適切なものであるかどうか、創業支援等事業計画に記載されている創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるかどうかについて審査します。

5. 添付資料のうち、「創業支援等事業の実施に関する意思の決定を証明する書類」について、どのような資料を提出する必要があるのでしょうか。

組織として創業支援等事業を実施することについて、意思決定が行われていることが確認できる資料であれば問題ありません。

(例: 理事会の決議録、代表者名等により作成された合意文書(様式自由)等)

6. 概要資料(概要図)において、創業支援等事業計画では認定連携創業支援等事業者位置づけられていない者を、連携する支援機関として記載することはできるでしょうか。

認定連携創業支援等事業者以外に連携する支援機関(例:(独)中小企業基盤整備機構等)を「連携事業者」として概要資料に記載することは可能です。

V. 変更認定について

1. 変更認定の申請時期はいつになるのでしょうか。

変更認定申請の受付スケジュールは認定申請と同様になります。指定の提出締切日までに管轄の経済産業局へ素案を提出してください。

2. どんな場合であっても、変更認定申請は必要となるのでしょうか。

計画に位置づけられた事業内容で、特定創業支援等事業の内容の変更、実施する認定連携創業支援等事業者の追加、共同して実施する市区町村の追加等が生じた際に変更認定申請が必要となります。

なお、支援事業者やその代表者の名称の変更(主体者に変更の無い場合に限る)、支援事業者の所在地及び連絡先、担当者の変更等については軽微な変更として対応します。

詳細につきましては、管轄の経済産業局に問い合わせてください。

3. 変更認定申請に際し、提出資料として何が必要になるのでしょうか。

変更認定申請書、変更後の創業支援等事業計画、変更前と変更後を対比して記載した創業支援等事業計画、参考資料「創業支援等事業計画の概要(概要図)」が必要になります。また一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を追加する場合は、定款などの添付資料が必要となります。

4. 変更が生じた別表はどのように修正すればよろしいでしょうか。

追加箇所については下線(例:創業支援)を、削除箇所については取消線(例:創業支援)を付してください。なお、変更前と変更後を対比して記載した創業支援等事業計画は、変更が生じた別表のみで構いませんが、変更後の創業支援等事業計画は全ての別表1、別表2、別表3を提出してください。

5. 変更認定申請をした場合についても、計画時期の遡及は可能でしょうか。

変更認定申請をした場合においても、変更認定申請した別表の事業について計画期間の始期を前回認定日(改正法第16回認定の場合は改正法第15回の認定日)まで遡及することが可能です。
(計画期間の遡及は、必要に応じて行ってください。)

6. 変更認定の際、計画期間はどのように記載をすればよいでしょうか。

(例1)改正法第1回で認定、改正法第16回で既に記載してある事業の内容を変更する場合

(下記下線部を記載)

例1)平成30年8月31日～令和9年3月31日

変更箇所については、令和7年12月25日 ～ 令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる【* 特定創業支援等事業の場合】

(例2)改正法第1回で認定、改正法第16回で新たに事業を追加し、計画変更する場合

(下記下線部を記載)

令和7年12月25日 ～ 令和9年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる【* 特定創業支援等事業の場合】

7.「認定創業支援等事業計画の変更認定申請書」(様式第43)文中の創業支援等事業計画の認定を受けた日付とは、いつの日付を記入すればよろしいでしょうか。

前回認定を受けた日付をご記載ください。また2回目以降の変更を申請される場合は、前回変更認定を受けた日付をご記載ください。

例)第1回で認定(平成26年3月20日)、改正法第4回で変更認定(令和元年9月13日)をし、改正法第10回で再度変更認定申請する場合

←前回変更認定を受けた日付(改正法第4回で変更認定を受けた令和元年9月13日)をご記載ください。

<参考:様式第43の本文の記載方法(一部抜粋)>

令和元年9月13日で認定を受けた創業支援等事業計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第128条第1項の規定に基づき認定を申請します。

VI. 特定創業支援等事業を受けた者の証明について

1.「事業を営んでいない個人」には、経営者である役員は対象外となっていますが、経営者である役員とは具体的にどのような者ですか。

経営者である役員とは、法人の代表権をもつ者と整理しており、具体的には代表取締役等が該当します。

2. 特定創業支援等事業による支援は、他の市区町村の創業者を除外して実施しなければならないのか。

法認定を受けたA市が、隣接するB町の居住者かつB町で創業を行う者に対して証明書を発行することも制度上は可能です。ただし、この場合、創業関連保証を6ヶ月前から受けることは認められますが、登録免許税の軽減措置、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについては、支援を行った市と同一市での創業が必要となります(共同の市区町村で連携を行った場合は、いずれの市区町村で創業しても支援の対象となります)。

3. 認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた方についても市区町村が証明書を発行するのでしょうか。

特定創業支援等事業が記載された認定計画を作成した市区町村に証明書を発行していただきます。このため、認定連携創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けられた方の情報について、市区町村との間で共有していただく必要があります。このため、認定連携創業支援等事業者は、市区町村に受講者名簿を提出する等、証明書の適切な発行に向けた運用ルールを定め、申請書の創業支援等事業の実施方法の欄に具体的手法について記載してください。

4. 平成30年度以降発行する証明書に有効期限を設ける必要があるのはなぜでしょうか。
租税特別措置法第80条第3項の適用期限が令和9年3月31日であるためです。また、拡充された「創業5年未満の個人」を対象とした、登録免許税の軽減措置について厳格に運用する必要があるため有効期限を設けています。
5. A市が発行する特定創業支援等事業の証明書について、A市内で創業する者に限定して発行することは認められるでしょうか。
特定創業支援等事業を受け、要件を満たす者には原則、証明書を発行しなければなりません。
VII. 登録免許税の減税
1. いくらに減税になるのでしょうか。
株式会社又は合同会社については、登記の際、資本金の0.7%の金額がかかりますが、これを0.35%に減額します。なお、株式会社は最低税額が15万円、合同会社は最低税額が6万円にそれぞれ設定されていますが、これを株式会社は7.5万円、合同会社は3万円になります。
2. 登録免許税の減免について、軽減措置の対象外となる会社はありますでしょうか。
合名会社、合資会社や一般社団法人、一般財団法人等を設立する場合や創業5年を経過した個人事業主、会社を設立して創業した者が組織変更を行う場合の法人登記に要する登録免許税については支援対象外となります。
VIII. 機運醸成事業について
1. 機運醸成事業とはどのような内容でしょうか。
主に創業への関心が強くない者に対して創業に関する普及啓発を行う事業です。 具体的には、創業の意義を学ぶ起業家教育プログラムや、若年層向けのビジネスプランコンテスト等を想定しています。